

## 介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公表について

### <職場環境の取り組みについて>

	算定要件	法人の取り組み
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	職員の積極的な研修受講を促し、やる気を向上させる。 それに伴い職能、役割資格制度を柱として、人事考課を的確に行うように、人事考課制度を整備している。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため労働者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	雇用管理を的確にするため、管理者による研修受講を必ず行い、制度の変更などに適切に対処する。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	介護職員の負担軽減のため、補助金なども積極的に活用し、介護ロボットの導入などに努めている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年2回の定期健康診断、職員休憩室、職員食堂の確保、館内全面禁煙（喫煙スペースを屋外に設ける）など
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換制度を整備している
	職員の増員による業務負担の軽減	ハローワーク、就職セミナー、ウェブ上での求人など、積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担の軽減に努めている。